



安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社
 東京都中央区日本橋本町4-3-8
 担当
 TEL(03)3270-2701
 FAX(03)3270-2720
 緊急連絡 同上
 改訂日 2021/11/08
 SDS整理番号 24016650

製品等のコード : 2401-6650、2401-8670、2401-7660

製品等の名称 : キシレン

推奨用途 : 試薬

参考：その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
 異性体分離によりo-キシレン、m-キシレン、p-キシレンの原料、香料、
 エチルベンゼン、脱メチルによりベンゼン、合成原料として染料、有機顔料、
 可塑剤、医薬品、溶剤として塗料、農薬、医薬品など一般溶剤、石油精製溶剤など



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性
 引火性液体
 自然発火性液体
 金属腐食性化学品

: 区分3
 : 区分に該当しない
 : 区分に該当しない

健康に対する有害性
 急性毒性(経口)
 皮膚刺激性/刺激性
 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
 生殖毒性
 特定標的臓器毒性(単回ばく露)

: 区分に該当しない〔区分5(国連GHS分類)〕
 : 区分2
 : 区分2A
 : 区分1B
 : 区分1(呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓)、
 区分3(麻酔作用)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)
 誤えん有害性

: 区分1(呼吸器、神経系)
 : 区分に該当しない〔区分2(国連GHS分類)〕

環境に対する有害性

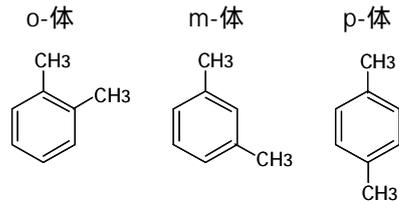
水生環境有害性 短期(急性)
 水生環境有害性 長期(慢性)

: 区分2
 : 区分2

注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

引火性液体及び蒸気
 飲み込むと有害のおそれ(経口)
 皮膚刺激
 強い眼刺激
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
 呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓の障害
 眠気又はめまいのおそれ
 長期又は反復ばく露による呼吸器、神経系の障害
 飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ
 水生生物に毒性
 長期的影響により水生生物に毒性



注意書き

【安全対策】

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
 容器を密閉しておくこと。
 容器を接地すること、アースをとること。
 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用すること。
 火花を発生させない工具を使用すること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 ミスト、蒸気などを吸入しないこと。
 取扱い後は、よく手を洗うこと。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面、呼吸用保護具を着用すること。
 環境への放出を避けること。

【応急措置】

飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと、取り除くこと。
 皮膚を多量の水と石鹸で洗うこと。
 眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 暴露又は暴露の懸念がある場合：医師の診察、手当を受けること。
 気分が悪い時は医師に連絡すること。
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察、手当を受けること。
 眼の刺激が続く場合：医師の診察、手当を受けること。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
 漏出物を回収すること。

【保管】

直射日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

（注）物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

3. 組成及び成分情報

| | | |
|-------------|------|---|
| 化学物質・混合物の区別 | ： | 混合物〔オルト体(o-)、メタ体(m-)、パラ体(p-)の異性体混合物の他、エチルベンゼンを含有する〕 |
| 化学名 | ： | キシレン （別名）ジメチルベンゼン、キシロール、o-,m-,p-キシレン （英名）Xylene (EC名称)、Dimethylbenzene、Xylol、Benzene, dimethyl- (TSCA名称)、o-,m-,p-Xylene |
| 成分及び含有量 | ： | キシレン、96.0vol%以上(o-,m-,p-キシレンの合計量) エチルベンゼン、残部 |
| 化学式及び構造式 | ： | C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂ 、C ₈ H ₁₀ 、構造式は上図参照(1ページ目)。 |
| 分子量 | ： | 106.17 |
| 官報公示整理番号 | 化審法： | (3)-3、(3)-60 |
| | 安衛法： | 公表化学物質（化審法番号を準用） |
| CAS No. | ： | 1330-20-7（参考：o-キシレン 95-47-6、m-キシレン 108-38-3、p-キシレン 106-42-3） |
| EC No. | ： | 215-535-7 |
| 危険有害成分 | ： | キシレン ・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 136、70 表示対象物 政令番号 136、70 危険物・引火性の物 有機溶剤中毒予防規則 第2種有機溶剤等 特化則 特定化学物質等 第2類物質、特別有機溶剤等 作業環境測定基準 作業環境評価基準 ・毒物劇物取締法 劇物「キシレン」 ・化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) 1-80 (96vol%) [ただし、R5年4月1日から「1-103」に変更] 1-53 (4vol%) [ただし、R5年4月1日から「1-73」に変更] ・消防法 危険物第4類引火性液体 第二石油類 非水溶性 |

4. 応急処置

- 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
気分が悪い時は、医師の手当を受ける。
- 皮膚に付着した場合：直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。
皮膚を多量の水と石鹸で洗う。
皮膚刺激などが生じた時は医師の手当を受ける。
汚染された作業衣は作業場から出さない。
汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
- 目に入った場合：直ちに、水で15分以上注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用して固着していなければ除去し、洗浄を続ける。
まぶたを親指と人さし指で広げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。
眼の洗浄が遅れたり、不十分の場合は、眼の障害のおそれがある。
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
眼刺激が消失しても、遅れて障害が現れることがあるので、必ず医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡する。
口をすすぎ、つがいをする。無理に吐かせない。何も飲ませない。
強制的に吐かせると、嘔吐物の一部が肺に入り高熱が出て出血性肺炎を引き起こす危険性があるため、水などを飲ませて無理に吐かせない。
意識がない時は何も与えない。
嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。
保温に努め、速やかに医師の診断、治療を受ける。
気分が悪い時は、医師の診察、手当を受ける。
- 予想される急性症状及び遅発性症状：
吸入：めまい、し眠、頭痛、吐き気
皮膚：皮膚の乾燥、発赤
眼：発赤、痛み
経口摂取：灼熱感、腹痛、めまい、し眠、頭痛、吐き気

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤：本製品は可燃性、引火性であり、燃焼しやすい。
粉末、二酸化炭素、泡消火剤、水噴霧
- 使ってはならない消火剤：大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
棒状放水（本品があふれ出し火災を拡大するおそれがある。）
- 特有の危険有害性：引火性が極めて高い。
極めて燃え易いので、熱、火花、火災で容易に発火する。
引火点(約30℃)以上では蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。
本製品の蒸気は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することがあり、屋内、屋外、下水溝などでの遠距離引火の可能性もある。
加熱により容器が爆発するおそれがある。
火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法：火元への燃焼源を遮断する。
火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護：消火作業の際は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
：漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。
蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。
密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項：河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のため、海上で薬剤を使用する場合は、国土交通省令・環境省令の規定に適合すること。
環境への排出を避ける。
- 回収、中和：乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて密閉できる空容器に回収する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材

- 二次災害の防止策
 - ： 危険でなければ漏れを止める。
 - ： 漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。
 - ： 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
 - ： 周辺の発火源を速やかに取除く。
 - ： 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策
 - ： 裸火禁止、火花禁止、禁煙。強力な酸化剤との接触禁止。
 - ： 引火点(約30)以上で使用する場合は、工程の密閉化および防爆型換気装置を使用する。
 - ： ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
 - ： 指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。
 - ： 指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。
 - ： 指定数量の1/5以上、1未満（少量危険物）の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。
 - ： 指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。
 - ： 炎、火花または高温体との接触を避ける。
 - ： 静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。
 - ： 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気
 - ： 作業場には防ばく型の局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置する。
 - ： 蒸気は空気より重く、床に沿って移動することから、床面に沿って換気する。
- 安全取扱い注意事項
 - ： すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
 - ： 屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。
 - ： 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
 - ： 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
 - ： この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
 - ： 取扱い後はよく手を洗う。
- 接触回避
 - ： 炎、火花または高温体との接触を避ける。
- 保管
- 技術的対策
 - ： 保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。
 - ： 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。
 - ： 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。
 - ： 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
- 保管条件
 - ： 直射日光や高温を避けて保管する。
 - ： 容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。
 - ： 一定の場所を定めて、施錠して保管する。
 - ： 貯蔵する所には、「火気厳禁」の表示を行う。
 - ： 貯蔵する所には、白地に赤枠、赤文字で「医薬用外劇物」の表示を行う。
 - ： 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
- 混触危険物質
 - ： 強酸化剤、強酸
- 容器包装材料
 - ： ガラスなど。
 - ： アクリル樹脂など多くのプラスチック、ゴムを侵す。

<参考> 室温での容器包装材料の耐薬品性（あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要）

【 :良好 :やや良好(条件による) :やや不良 x:不良 -:データなし 】

スチレンゴム× クロロプレンゴム(ネオプレン)× ニトリルゴム× ブチルゴム×
 天然ゴム× シリコーンゴム× フッ素ゴム(バイトン、ダイエル) テフロン
 軟鋼 ステンレス(SUS304 SUS316) チタン- アルミニウム 銅
 軟質塩ビ× 硬質塩ビ× ABS× ポリエチレン ポリプロピレン ナイロン×
 アセタール樹脂- アクリル樹脂× ポリカーボネート

8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度
 - ： 50ppm（キシレン）
 - ： 20ppm（ただし、対象は塗装業務のみに限定）
- 許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）：
 - 日本産衛学会 50ppm, 217mg/m3（キシレン）
 - 50ppm, 217mg/m3（エチルベンゼン）

| | |
|------------|--|
| ACGIH | TLV-TWA 100ppm（キシレン） 100ppm（エチルベンゼン） TLV-STEL 150ppm（キシレン） 125ppm（エチルベンゼン） |
| 設備対策 | ： 防爆の電気・換気・照明機器を使用する。 作業場には防ばく型の局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置する。 静電気放電に対する予防措置を講ずる（アース等の使用）。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。 |
| 保護具 | |
| 呼吸器の保護具 | ： 呼吸器保護具（有機ガス用防毒マスク）を着用する。 |
| 手の保護具 | ： 保護手袋（ネオプレン製、シリコン製、ポリウレタン製など）を着用する。 |
| 眼の保護具 | ： 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用する。 |
| 皮膚及び身体の保護具 | ： 長袖作業衣を着用する。 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。 |
| 衛生対策 | ： この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。 汚染された作業衣は作業場から出さない。 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。 |

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|-----------------------------|--|
| 物理状態 | ： 揮発性液体 |
| 性状 | ： 無色透明 |
| 色 | ： 特異臭 |
| 臭い | ： データなし |
| pH | ： -25（o-体）、-48（m-体）、13（p-体） |
| 融点 | ： データなし |
| 凝固点 | ： 約140 |
| 沸点 | ： 参考；144（o-体）、139（m-体）、138（p-体） |
| 引火点 | ： 約30 参考；32（密閉式）（o-体）、27（密閉式）（m-体）、 27（密閉式）（p-体） |
| 可燃性 | ： 引火性 |
| 爆発範囲(下限 - 上限) | ： 0.9-6.7 vol%（o-体）、1.1-7.0 vol%（m-体）、 1.1-7.0 vol%（p-体） |
| 蒸気圧 | ： 0.7 kPa（20）（o-体）、0.8 kPa（20）（m-体）、 0.9 kPa（20）（p-体） |
| 相対ガス密度（空気 = 1） | ： 3.66（o-, m-, p-体）（計算値） |
| 20 での蒸気/空気混合気体の相対密度（空気 = 1） | ： 1.02 |
| 密度又は相対密度 | ： 約0.87 g/cm3 参考；0.8802g/cm3（20）（o-体） 0.8596g/cm3（25）（o-体） |
| 比重 | ： データなし |
| 溶解度 | ： 水にほとんど溶けない。 参考；178mg/L（25）（o-体）（水） 162mg/L（25）（m-体）（水） 198mg/L（25）（p-体）（水） エタノール、エチルエーテル、アセトンに混和（可溶）。 ほとんどの有機溶媒に混和（可溶）（o-体）、 アルコール、エーテル、その他、多くの有機溶媒に混和（m-体） アルコール、エーテル、アセトンに混和（p-体） |
| オクタノール/水分配係数 | ： 3.12（o-体）、3.2（m-体）、3.15（p-体） |
| 発火点 | ： 463（o-体）、527（m-体）、527（p-体） |
| 分解温度 | ： データなし |
| 粘度 | ： 0.760mPa・s（25）（o-体）、0.581mPa・s（25）（m-体）、 0.603mPa・s（25）（p-体） |
| 動粘度 | ： データなし |
| 粒子特性 | ： データなし |
| GHS分類 | |
| 引火性液体 | ： ICSC(2002)による引火点は、32（o-体）（密閉式）、 27（m-体、p-体）（密閉式）であることから、3種の混合物である 本品は区分3と分類した。 引火性液体および蒸気（区分3） |

- 自然発火性液体：常温の空気と接触しても自然発火しない(発火点463 (o-体)および527 (m-体、p-体)、(ICSC,2002))ことから、区分に該当しないとした。
 金属腐食性化学品：本品の国連危険物輸送勧告が、クラス3 (国連番号1307) であることから、区分に該当しないとした。

10. 安定性及び反応性

安定性（反応性・化学的安定性）

- 危険有害反応可能性：通常の取扱条件において安定である。
 三酸化クロム等の強酸化剤と接触すると発火、爆発する。
 強酸と反応する。
 流動、攪拌などにより、静電気が発生することがある。
 避けるべき条件：高温、日光、裸火、スパーク、静電気、その他発火源
 混触危険物質：強酸化剤、強酸
 危険有害な分解生成物：加熱分解により一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

11. 有害性情報

- 急性毒性：経口 ラット LD50 = 3500mg/kg (GESTICS (2005))
 区分5とした(国連GHS分類)。
 ただし、分類JISでは区分に該当しないである。
 飲み込むと有害のおそれ(経口)(区分5)
 経皮 ウサギ LD50 > 4350mg/kg (IUCLID (2000))
 データ不足により分類できない。
 吸入(蒸気) ラット LD50 = 29.08mg/L/4時間
 (環境省リスク評価第1巻(2002))
 区分に該当しない。
 吸入(ミスト) データがないため分類できない。
 皮膚刺激性/刺激性：ウサギを用いた皮膚刺激性試験で、「中等度の刺激性」の結果(CERI・NITE
 有害性評価書 No.62 (2004))があることから、区分2とした。
 皮膚刺激(区分2)
 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性：ウサギを用いた眼刺激性試験で、「中等度(moderate)の刺激性」の結果(CERI・NITE有害性評価書 No.62 (2004))から、区分2 Aとした。
 強い眼刺激(区分2A)
 呼吸器感受性：情報がないため分類できない。
 皮膚感受性：情報がないため分類できない。
 生殖細胞変異原性：データ不足のため分類できない。
 ヒト経世代疫学で陰性、経世代変異原性試験なし、生殖細胞 in vivo 変異原性試験なし、体細胞 in vivo 変異原性試験(小核試験・染色体試験)で陰性であり、生殖細胞 in vivo 遺伝毒性試験なしであった(CERI・NITE有害性評価書 No.62 (2004))(CaPSAR (1993)(IARC (1999))(NTP DB (2005)))。
 発がん性：データ不足のため分類できない。
 なお、ACGIH(2001)でA4、IARC(1999)でグループ 3に分類されている。
 生殖毒性：マウスの発生毒性試験で親動物に一般毒性がみられない用量で、胎児に体重減少、水頭症がみられている(CERI・NITE有害性評価書 No.62 (2004))(EHC 190 (1997))(IRIS (2003)) ことから区分1 Bとした。
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ(区分1B)
 特定標的臓器毒性
 (単回ばく露)：ヒトについては、「喉の刺激性、重度の肺うっ血、肺胞出血及び肺浮腫、肝臓の腫大を伴ううっ血及び小葉中心性の肝細胞の空胞化、点状出血と腫大及びニッスル小体の消失を伴う神経細胞の損傷、四肢のチアノーゼ、一過性の血清トランスアミナーゼ活性の上昇、血中尿素の増加、内在性クレアチニンの尿中クリアランス低下、肝臓障害及び重度の腎障害、記憶喪失、昏睡」(CERI・NITE有害性評価書 No.62 (2004))、「肺のうっ血、浮腫、巣状肺胞出血」(環境省リスク評価第1巻 (2002))等の記述がある。
 実験動物については、「深い麻酔作用」(EHC 190 (1997))、等の記述がある。
 以上より、分類は区分1(呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓)、
 区分3(麻酔作用)とした。
 呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓の障害(区分1)
 眠気又はめまいのおそれ(区分3)
 特定標的臓器毒性
 (反復ばく露)：ヒトについては、「眼や鼻への刺激性、喉の渇き」(DFGOT Vol.15 (2001))、「慢性頭痛、胸部痛、脳波の異常、呼吸困難、手のチアノーゼ、発熱、白血球数減少、不快感、肺機能低下、労働能力の低下、身体障害及び精神障害」(CERI・NITE有害性評価書 No.62 (2004))等の記述がある。
 以上より、分類は区分1(呼吸器、神経系)とした。
 長期又は反復ばく露による呼吸器、神経系の障害(区分1)
 誤えん有害性：o-キシレン、m-キシレン、p-キシレンのICSC(J) (2001)より、「液体を飲み込むと、誤嚥により化学性肺炎を起こす危険がある。」の記述がある。
 このことから、区分2と分類した(国連GHS分類)。

ただし、分類JISでは区分に該当しないである。
飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ（区分2）

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期(急性)： 魚類（ニジマス） LC50 = 3.3mg/L/96H
(CERI・NITE有害性評価書 No.62 (2004))

水生環境有害性 長期(慢性)： 水生生物に毒性（区分2）
急性毒性が区分2、生物蓄積性が低いと推定されるもの
(log Kow = 3.16)(SRC:KowWin (2005))、急速分解性がない
(BODによる分解度：39%)(CERI ハザードデータ集(2005))
ことから、区分2とした。
長期的影響により水生生物に毒性（区分2）

残留性・分解性： 難分解性。BOD分解度 = 39%

生物蓄積性： 低濃縮性。Log Kow = 3.16

土壤中の移動性： データなし

オゾン層への有害性： 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物： 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。
都道府県知事などの許可（収集運搬業許可、処分業許可）を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して廃棄物処理を委託する。
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
本品は、特別管理産業廃棄物のため〔廃油（引火点70 未満の燃焼しやすすい軽油類）に該当〕、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
(参考) 燃焼法
可燃性の溶剤等と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉（おが屑）等に吸収させて、アフターバーナー及びスクラパー付き焼却炉の火室で焼却する。
- 汚染容器及び包装： 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号： 130

国際規制

海上規制情報（IMO/IMDGコードの規定に従う）

UN No.： 1307

Proper Shipping Name： XYLENES

Class： 3（引火性液体）

Sub risk： -

Packing Group： III

Marine Pollutant： Yes

TRANSPORT IN BULK ACCORDING TO ANNEX II OF MARPOL 73/78 AND THE IBC CODE

POLLUTANT CATEGORY： Y〔キシレン〕

Limited Quantity： 5L

航空規制情報（ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う）

UN No.： 1307

Proper Shipping Name： Xylenes

Class： 3

Sub risk： -

Packing Group： III

国内規制

陸上規制情報（消防法、毒劇法、道路法の規定に従う）

海上規制情報（船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う）

国連番号： 1307

品名： キシレン

| | |
|---|--|
| クラス | : 3 |
| 副次危険 | : - |
| 容器等級 | : III |
| 海洋汚染物質 | : 該当 |
| MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類 | : Y〔キシレン〕 |
| 少量危険物許容量 | : 5L |
| 航空規制情報（航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う） | |
| 国連番号 | : 1307 |
| 品名 | : キシレン |
| クラス | : 3 |
| 副次危険 | : - |
| 等級 | : III |
| 少量輸送許容量物件 | |
| 許容量 | : 10L |
| 特別の安全対策 | : 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載する。危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。食品や飼料と一緒に輸送してはならない。重量物を上積みしない。車輛等による運搬の際にはイエローカードを運搬人に保持させる。 |

15. 適用法令

| | |
|----------------------|--|
| 労働安全衛生法 | : 名称等を表示すべき危険物及び有害物 （政令番号 第136号「キシレン」、対象重量%は 0.3） （政令番号 第70号「エチルベンゼン」、対象重量%は 0.1） 名称等を通知すべき危険物及び有害物 （政令番号 第136号「キシレン」、対象重量%は 0.1） （政令番号 第70号「エチルベンゼン」、対象重量%は 0.1） （別表第9） 危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号） 第2種有機溶剤等「キシレン」 （施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号） 特定化学物質等 第2類物質、特別有機溶剤等 「エチルベンゼン、対象重量%は > 1」 （ただし、対象は塗装業務のみに限定） （特定化学物質等障害予防規則） 作業環境測定基準 作業環境評価基準 「キシレン」、 「エチルベンゼン。ただし、対象は塗装業務のみに限定」 |
| 化審法 | : 優先評価化学物質 No.125「キシレン」（官報公示日：2012/12/21） 優先評価化学物質の評価対象；人健康影響 旧第2種監視化学物質 No.1066「エチルベンゼン」 （官報公示日：2010/04/01） |
| 労働基準法 | : 有機則で送気マスク又は防毒マスクの着用が義務付けられている業務（ドラフトチャンバーがない場合など）および作業環境測定で第3管理区分と評価された場所における業務での女性労働者の就業禁止対象物質 （法第64条の3、女性労働基準規則第2条第3条） 疾病化学物質 （法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号） |
| 化学物質排出把握管理促進法（PRTR法） | : ・種 別 「第1種指定化学物質」 ・政令番号 「1-80」〔ただし、R5年4月1日から「1-103」に変更〕 ・政令名称 「キシレン」 ・種 別 「第1種指定化学物質」 ・政令番号 「1-53」〔ただし、R5年4月1日から「1-73」に変更〕 ・政令名称 「エチルベンゼン」 |
| 消防法 | : 危険物第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体 指定数量1000L 危険等級 （法第2条第7項危険物別表第1） |
| 毒劇物取締法 | : 劇物「キシレン」（指定令第2条第22の3号）、包装等級 |
| 船舶安全法 | : 引火性液体類（危規則第2、3条危険物告示別表第1） |

| | | |
|---------|---|--|
| 航空法 | ： | 引火性液体（施行規則第194条危険物告示別表第1） |
| 海洋汚染防止法 | ： | 有害液体物質 Y類物質「キシレン」 |
| 水質汚濁防止法 | ： | 生活環境項目（法第二条第二項第二号の政令で定める項目） 「生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」 〔排水基準〕160mg/L以下（日間平均 120mg/L以下） 指定物質（施行令第三条第三項） 「キシレン」 |
| 悪臭防止法 | ： | 特定悪臭物質（法第二条第一項、施行令第一条） 「キシレン」 ・敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準の範囲： 大気中における含有率が百万分の一以上百万分の五以下 〔1ppm〕 〔5ppm〕 （施行規則第二条） |
| 大気汚染防止法 | ： | 有害大気汚染物質「キシレン」（政令番号：中環審第9次答申の43） |
| 輸出貿易管理令 | ： | キャッチオール規制（別表第1の16項） HSコード：2902.44 第29類 有機化学品 ・輸出統計番号（2021年版）：2902.44-000 「環式炭化水素 - キシレン：キシレン異性体の混合物」 ・輸入統計番号（2021年10月22日版）：2902.44-000 「環式炭化水素 - キシレン：キシレン異性体の混合物」 |

16. その他の情報

（注）本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

取扱注意事項：

本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱う者に対し労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫施錠、紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

参考文献：

| | |
|--|----------------------------|
| 化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ | 化学工業日報社 |
| 労働安全衛生法MSDS対象物質全データ | 化学工業日報社(2007) |
| 化学物質の危険・有害便覧 | 中央労働災害防止協会編 |
| 化学大辞典 | 共同出版 |
| 安衛法化学物質 | 化学工業日報社 |
| 産業中毒便覧(増補版) | 医歯薬出版 |
| 化学物質安全性データブック | オーム社 |
| 公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編) | 三共出版 |
| 化学物質の危険・有害性便覧 | 労働省安全衛生部監修 |
| Registry of Toxic Effects of Chemical Substances | NIOSH CD-ROM |
| GHS分類結果データベース | nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP |
| GHSモデルMSDS情報 | 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP |

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じて作成しています。